

行政事業レビュー実施要領（抄）（行政改革推進会議 令和8年3月31日改正）

第2部 事業の点検等

3 公開プロセス（各府省庁による公開事業点検）の実施

(1) 対象事業の選定

- ① チームは、以下の基準のいずれかに該当するもののほか、事務局が、公開プロセスの候補事業に追加すべきと判断したものから外部有識者の理解を得て絞り込みを行い、大臣、副大臣又は大臣政務官の了承の下、公開プロセス対象事業を選定することとする。

その際、第3部1(2)に規定する基金事業を所管する府省庁は、所管する基金事業数が著しく少ないといった場合や、5年以内に公開プロセスの対象とされた事業を除き、公開プロセス対象事業に1つ以上の基金事業を含めることとする。

ア アウトカムの設定など、EBPMに係る観点から点検する必要があるもの

イ 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

ウ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

エ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

オ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）

カ その他、公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

(4) 公開プロセスの進め方

- ① 公開プロセスは、6月中を目途に実施することを原則とする。
- ② 公開プロセスは、チームの統括責任者又は副統括責任者の進行の下で実施する。進行役は、それぞれの事業の点検の冒頭に論点を説明するとともに、議事の公正な進行に努めるものとする。
- ③ 公開プロセスは、終了後速やかに録画を公表すること等により公開性を担保することとし、傍聴も可能とするよう努めるものとする。
- ④ 公開プロセスの結果及び議事録は速やかに各府省庁のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑤ 公開プロセスにおいては、より効果の高い事業とすべく、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、EBPMの手法等を活用して政策の実効性を検証しつつ、点検・議論を行うこととする。
- ⑥ 取りまとめ役は、外部有識者のコメント、質疑及び議論の内容等を総合的に勘案して、取りまとめコメントの案を提示する。外部有識者は、提示された取りまとめコメントの案に対し意見を述べることとし、それらの意見を踏まえ、取りまとめ役は、必要な修正を加えた最終的な取りまとめコメントを公表するものとする。
- ⑦ また、他の事業の徹底した見直しを通じて財源を捻出することを前提として、「伸ばすべきものは伸ばす」との観点から、対象事業を強力に推進する旨の意見を取りまとめコメントに反映することも可能とする。
- ⑧ チームは、公開プロセスの取りまとめ概要を、レビューシートの所定の欄に入力するものとする。

租税特別措置・補助金見直し担当室との連携について

第1部 総論

1 基本的な考え方

～～（略）～～EBPMの手法等を活用して政策の実効性を検証し、国民生活の下支えや経済成長に資すると期待される政策は大胆に重点化する一方、効果が乏しい場合には見直すとの方針の下、租税特別措置・補助金見直し担当室（以下「見直し担当室」という。）の取組とも連携し、無駄のない、質の高い行政の実現を図るとともに、国の行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たす。

参考：外部有識者点検について

3 外部有識者による点検

(3) 対象事業の選定

① チームは、以下の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を求める必要がある。

ア 前年度に新規に開始したもの（前年度の補正予算に計上され、又は予備費の使用決定がなされたものを含む。）

イ 現年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるものであって、類似事業を継続するもの

ウ 前年度のレビューの取組の中で行政改革推進会議による意見（第4部1）の対象となったもの

エ 新たに定性的なアウトカムを設定するもの（主たるアウトカムを定量的に設定した上で、定性的なアウトカムを付記した場合を除く。）又は既に定性的なアウトカムを設定しているものでその進捗状況について確認する必要があるもの（委員会、審議会等の第三者機関においてアウトカムの進捗状況を確認しているものを除く。）

オ その他、翌年度予算の概算要求に向けて事業の見直しの有無等を判断する必要があるもの
なお、アに該当する事業のうち、前年度の補正予算に計上等がなされ、何らかの事由により現年度に事業に着手したものについては、外部有識者の点検を翌年度に実施してもよいこととする。また、予算の計上府省庁を変更することのみをもって、ア及びイに当たるものではない。

② チームは、①の他に、全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業（補正予算に計上された事業を含む。）の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。この場合、特に、

- ・ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業
- ・ 前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に向けて事業内容の大幅な見直しを検討している事業
- ・ 入札等において一者応札・一者応募となった契約又は競争性のない随意契約に基づいて、前年度に、一者当たり10億円以上の支出を行った支出先（国庫債務負担行為等による場合は、契約総額が10億円以上となった契約先）を含む事業
- ・ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断される事業

を重点的に選定する。